平成２６年（フ）第２３６２号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目15番13―105号
債務者　藤野　正行
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０６号
奈良県御所市大字柏原338番地の24、前住所奈良県御所市大字柏原631番地の38
債務者　駒井佑里沙
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
岡山県笠岡市入田427番地
債務者　岡田　哲明
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１０５号
岡山県倉敷市連島町鶴新田1533番地
債務者　藤谷　　清
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
岡山県倉敷市安江550番地１　県営中洲団地１棟103号
債務者　山下美千子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷426番地―303号
債務者　村川ナリ子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
長崎県長崎市本河内３丁目10番29―101号
債務者　石川　美加
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５２９号
埼玉県川口市芝中田１丁目24番８―401号　池田マンション
債務者　齊藤　憲子（旧姓関谷）
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
埼玉県吉川市栄町688番地７、旧住所埼玉県川口市川口３丁目３番１―1205号　リプレ川口二番街
債務者　岡松秀美こと　王　　秀茹
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２５０号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地３街区31棟508号
債務者　石見　　周
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３１９号
千葉県船橋市夏見台４丁目６番８号
債務者　松本　惠子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９号
千葉県香取市八日市場1100番地１　野田・増田アパート13号室、住民票上の住所千葉県香取市下小野1010番地１
債務者　鎌田　輝夫
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第１１３号
静岡県沼津市千本常盤町１番地の５　高砂マンション201
債務者　井村　敏夫
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
高知市塚ノ原128番地53
債務者　宮﨑　　恵
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５４号
高知市高須新町２丁目１番25号　コーポ立石301
債務者　今津　周二
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９４号
愛知県蒲郡市拾石町縄手添28番地２　ヴィラ・ポポラーレＣ―101
債務者　越田　　真
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１０５号
愛知県豊橋市中浜町５番地１　203
債務者　浅野　　隆
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部